

Title	社会政策序論：社会政策の根本観念
Sub Title	
Author	奥井, 復太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1929
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.23, No.2 (1929. 2) ,p.177(1)- 226(50)
JaLC DOI	10.14991/001.19290201-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19290201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宮内省御用達

株式會社 東洋軒

電話高輪
二二二八
二二八七
二二七一〇

東洋軒支店

- 新橋驛階上
電話銀座四七〇
- 丸ビル一階
電話丸ノ内六七二
- 有樂館地下室
電話丸ノ内三八四
- 生命保險協會地下室(丸ノ内)
電話丸ノ内二八一七
- 帝國劇場内
電話丸ノ内一七二二
- 新橋演舞場内
電話銀座二七二八
- 列車食堂東京事務所
電話丸ノ内一六六三
- 赤坂會堂内
電話青山九

三田學會雜誌 第二十三卷 第二號

社會政策序論

——社會政策の根本觀念——

奧井復太郎

第一節 社會と社會的分裂

社會政策の根本觀念の一つは社會の觀念である。社會政策に於いて云ふ社會とは所謂全體社會である。全體社會とは個別的な部分社會又は社會群或ひは社會團體とも云ふの上位に在つて是等の部分を悉く包括する外包社會の謂にして、人間の集團生活の基礎的存在であり、此の意味に於いて人類生活の第一義に屬する獨在的社會である。

全體社會の觀念は一個の先在的生成社會の觀念である。生命のある所、人間生活と共に最初から在ると云ふ社會である。後生的な目的による構成社會でなく、一定範囲内にある、如何なる個人と雖も、凡てのものが此の社會的存在には屬すると云ふ、社會的結合の紐帶を持った社會である。此の全體社會が獨在的社會だと云ふのは、一定の結合的標識例へば言語、風俗、祖先、地域、生活内容等に於ける同類を似意識に基く標識の適用される範囲内に於いては、此の社會或ひは共同生活體が唯一の包括的存在である、と云ふ義に外ならない。言語、風習等の標識を無視し、血統民族等に關する同系意識を去り、偏狹な地方又は國土の觀念を離れたる場合には、共同生活上に觸れてゐる限りに於いて、別個の廣い範圍の社會が構成される。例へば人類意識に基く人間社會の如き觀念は之れである。而して此の社會が人間社會生活(共同生活)の離別すべからざる基礎的のものとなるに及んでは、一個の全體社會を構成する。しかし其の場合に於いても、此の廣い範圍にわたる、かゝる社會的存在としては、此の社會(人類社會)以外には求められないからして、其が獨在的であると云ふのには問題がない。かゝる傾向は歴史的過程上の現象である。

元來全體社會は人間の存在と共に存在してゐる。此の社會又は生活體は、最初はさう云ふ意味を持つてゐたのかと云ふ事は容易に決定し難い、唯だ事實として人間はかく生活してゐたのである。そしてかゝる共同生活體は、之れを組織化して人間生活の利用形式となつた。全體社會とは此の利用形式となる共同生活體を云ふのである。従て利用方法は人類の發展と共に同一ではない。しかし人類が其の生活上、共同生活體を利用する、利用しなければならぬと云ふ事は如何なる時代に於いても不變である。此の共同生活體の最初のもの、は人間生活のほじまりと同一である。それは全體社會發展の問題である。言語、風俗、祖先、地域等に就いての共同生活意識を以つて、一定範囲の全體社會の標識とすると云ふ事は、従て歴史的方法に過剰ない。故に前述の人類社會の觀念も決して不必要な觀念ではない、唯全體社會は人間生活に利用する可き基礎的狀態であると云ふ點から、人間生活にかゝる根本的關係を持たぬ全體觀念は、こゝに云ふ全體社會ではない。人類社會は、今日迄の所、實際社會の生活基礎となれる社會でない。此の故に全體社會とは何かと云ふ場合に、其の具體的のものは、現實的人間が實際生活上、頼る可き基礎

となす共同生活體に外ならぬのである。今日實際的見地に於いて見れば、一國に表現された共同生活體社會を以つて社會生活の最も基本的なものと考へるであらう。現代社會政策理論に於ける社會とは此の形式に表現せる全體社會である。今日に於ける、これ以上の廣汎なる範圍を持つた社會觀念は、其の範圍が擴大すればする程實際生活の基礎たるの性質を稀薄にする。此の傾向は、反對に社會觀念を狭少にしても同様である。此の事は社會政策理論に於いて決して無意義ではない。社會政策なる名辭が常に國家政策の一として觀察せらるゝの所以は又この點に發するのである。これによつて社會政策の觀念に廣狹が生ずる、廣義に解すれば、抽象的に全體社會の觀念、狹義に解すれば、具體的な全體社會形體の觀念である。後者は歴史的形體に外ならない。國際社會政策論の如きは此の歴史的形體としての新造語に過ぎない。こゝでは社會政策をかく廣狹二様に解してよく、要するに全體社會とは人間生活の實際的基礎たる集團的生活(共同生活體)にして、此の生活體を以つて行ふ人間の生活が社會生活であり、此の社會生活の基礎が即ち全體社會なのである。此の共同生活の結果社會生活の組織化として現はれ

た各種の構成的部分社會は、從つて悉く此の全體社會の内に網羅されてゐる。此の全體社會の存在を以つて全體に對する部分社會の觀念が成立する。此の意味に於いて先在的且つ上位的或ひは獨在的社會と云ふのである。

かく、全體社會が社會生活の基礎であるならば、此の單なる事實から、全體社會が人類の生存、發展に對して有する必要と意義とが認められ、之れに基いて社會の存立保全を尊重しなければならぬ。かく、全體社會に倚據して生活する必要上、全體社會利用の組織を調節しなければならぬ、社會の組織を調節する事は全生活の基礎たる全體社會の調和的結合を俟つてはじめて可能となる。

要するに全體社會は人間生活自己保存、自己充實、種族保存の基礎たる事實より、全體社會が有する使命を見出し、全體社會は此の文化的使命の爲めに必在す可きものと解し、社會生活の組織に於いて生ずる社會的部分間の調和的結合に基いて此の存立保全を確保す可きものであるとの觀念から社會政策は出發するものである。此の觀念に基いて、社會政策とは社會の爲めの政策である。社會の爲めは政策の目標又は動機が社會の存立に置かるゝの謂である。

全體社會の存立保全をはかり其の發展を可能ならしむと云ふ事は社會の壊敗即ち社會的分裂を警戒すると云ふ事である。社會の存立従つて基礎社會として全體社會の調和及び結合的意識を保持強固ならしめんとする觀念は、社會の内部に反對現象の生起するを以つて其の理論的前提とする、反對現象とは社會的分裂反撥の傾向である。此の前提なくば、社會的結合を政策的に尊重する必要がなからず、社會政策は、基礎社會の調和的結合を攪亂する勢力の存在せず、分裂的趨勢のない社會又は社會狀態——理想社會——を對象にするのではなく、社會政策の對象たる社會又は社會狀態は自我固執、對立、敵視、反撥、抗爭、鬭爭等の分裂的傾向に充ちた現實の社會又は社會狀態である。かかる傾向に充ちた一状態は結果、社會的崩壊を招致せんとする危険のある社會状態である。又かかる分裂的傾向は社會全體の存立保全に致命的關係を有さねばならぬ。こゝに云ふ分裂とは單なる個人的鬭爭又は對立ではない、其は全體社會を構成する分子にして、社會生活に重要な活動的要素となる、部

分社會間の分裂及び鬭爭關係である。換言すれば、分裂的現象とは基礎社會の内に構成された生活機能の組織形態に現はれる現象でなければならぬ。

元來是等の組織化せらるゝ諸分子は全體社會の社會生活に於ける實際的活動力なるが、全體社會の基底以外に立つ事は出来ないのである。故に是等部分社會間の圓滑にして基礎社會の基底を破らぬ様な關係こそ望ましいのである。所が全體社會は共同生活體の基礎として生活の基礎となる以上、全體社會の外に部分社會を發生せしめ、是等が相互に對立抗爭の状態に陥ると云ふ必然性を持つてゐる。換言すれば共同生活の基礎としての全體社會はその基礎となる事に於いて必然的に社會的分裂の原因を構成する。分裂現象は基礎社會に纏はる必然的生活現象である。社會政策理論は此の必然的分裂を理論的前提に於いて認めるのである。

此の分裂現象を認めて、社會政策は全體社會の調和的結合を目標とし規範とするのである。社會政策で云ふ全體社會又は社會的結合と云ふのは此の基礎社會又其の結合である。元來個別的社會群又は部分社會は基礎社會の基底の上に立

ち乍ら生活々動に於いては自己存在を以つて第一義とする。しかし共同生活體又は全體社會の存在は此の部分社會と云ふ要素を活動力として成立せしめる基底となるが故に重要なのである。換言すればあらゆる生活方面に於いて部分社會の成立が許されなければ來る程全體社會の重要性を増加するのである。故に根本的は全體社會の結合力が増加する事になる。しかるに部分社會の構成は自己主張を強大にするから此の組織化の進展と共に全體社會意識殊に結合感が稀薄になつて來る。此の矛盾せる状態に於いて全體社會の事實的結合から結合意識を喚起せしめ部分社會の自己主張に對抗せしむる事が社會的結合を目標にした社會政策の取る途である。

故に社會政策は社會的矛盾に對する政策である。社會的矛盾は何によつて生ずるかと云へば社會そのもの、動態から起るのである。全體社會そのもの、存在には變化がなくとも其の内容に變化を生ずる。——内容の變化は社會を構成する個性の充實發展であるが全體社會は此の内容の變化(個性の發展)を生ぜしむる爲めに組織化され共同生活體となつたのである。故に此の矛盾——社會的結合

と社會的分裂——は社會生活の根本に於ける本質的現象であつて、末梢的關係ではない。社會政策は動態社會の本質に就いての理論である。而して社會動態の矛盾を社會生活の根本義の爲めに社會生活の基底たる全體社會の意義の爲めに解決する傾向又は努力或ひは其の理論を稱して社會政策と云ふのである。故に社會進展を圓滑にする調節政策とみる事も出来る。具體的に云へば社會政策とは社會的分裂の傾向を緩和調節し、分裂の根本事情を除却し、分裂を招致せずして、社會の進展をはからんとする努力である。分裂の根本事情を除却するとは社會生活の個別的機能による組織と云ふ根本關係を除き、全部平等一様の關係に復せしめんと云ふのではない。元來社會生活の機能的分化は全體社會の發展と共に著しくなつて行く、是は文化の過程である、故に機能的分化を阻止するのが分裂の根本事情を除却すると云ふ事にはならない。機能的分化は全體社會の結合力と共に益々増加するものである、此の分化をまつて高度の文化が可能になる。故に機能的分化の増加を許す全體社會の結合力を最も重要視しなければならぬのである。社會政策の重心は社會的結合に基礎をおく。社會政策で云ふ社會的結合

とは全體社會がかくの如き事實即ち機能的分化を包含する結合體である。云ふ事實に基く結合意識及び結合感を指すのである。此の意識なくんば社會生活の全體的基础が屢々危うからしめられる。前述せる社會的矛盾は此の意識の最も稀薄なる時代であり、その社會状態は個又は部分の自己主張が社會生活の表面に現はれ、従つて權力闘争と化し、所謂社會問題の發生時期である。社會問題を對象とする社會政策觀はこゝに論據を持つ。

要するに社會政策とは全體社會の生活基礎たる事實、此の事實に基いて社會生活の機能的分化、此の分化を俟つて文化進展生活の理想が完成されて行くこと云ふ事實を基礎とし、此の生活形體に於ける全體社會の基礎的使命を認め、之れを維持する事の絶對命令を感じた社會現象であり、又その理論である。社會の爲めの政策と云ふ意味は之れである。従つて個性完成の爲めの政策でもある。社會の爲めとは、前述せるが如く、社會の存立保全の謂であり、従つて社會的結合の緊縛、結合意識の強固を目標とするものである。

三

社會的分裂は社會政策を發生せしめる起生動因である。然らば社會的分裂とは何か、社會的分裂はさうして生ずるか。こゝには云ふ社會とは前述の如く全體社會なるが故に、社會的分裂とは全體社會の分裂的傾向である。全體社會の分裂とは、基礎社會として有する調和的結合の所感及びその表現社會秩序が弛緩し又は喪失せらるゝ事を意味する。結合とは個別的な存在を前提とする。故に社會的結合感の弛緩又は喪失の招致される根本原因は、全體社會が生活の基礎として倚據せらるゝに當つて、全體社會内に個別的意思を發生せしむるに基く。此の個別的意思とは單なる個人意思ではない。全體社會を生活基礎として利用するに當つて生ずる機能的意味である。

元來、全體社會は人間生活に於ける基礎社會となり、利用せらるゝによつて、個性の保全充實發展等に對する文化的意義を帯びるに到るではあるが、自體そのまゝでは何等活動力を有さない。茲に於いて全體社會は基礎社會として其の上にも有効なる社會生活を營ましめる爲め、實際的活動力を持つた個々部分よりなる組織體を創生せしめる。此の組織化によつて全體社會は人間の社會生

活の基礎たるの事實及びその文化的意義を獲得するに到るのである。組織は實際的活動力要素としての幾多の個別的部分を有機的に集成する。この有機的集成に於て是等の個別的部分は定められた目的に定つて特殊の社會的存在となる。是等の特殊的存在は、又同時に多くの個人^の結合より成るを以つて、社會群、社會的團體又は部分社會を構成する。故に全體社會は生活基礎として、個別的な部分社會の組織せる總體の社會的基底である。是等の部分社會は、全體社會の活動的要素である。全體社會は社會に於ける分離的な個々を社會的實際的活動力として成立せしめる基本的意義を有する事前述の如くである。かかる部分社會は共同生活を營む爲めの機能として發生するものであるが、一度部分社會として特定の目的に従つて存在するに到るや、其の生活を動かに於いては自己存在を第一義とする。この自己存在の主張は、組成に於ける特殊的目的に適へる限り、社會組織の統制的權力を以つて保護される。かくして組織と共に全體社會内に、各自自己の存在を以つて第一義とする諸種の社會群、部分社會が成立する。彼等は全體社會を基礎として成立しながら全體社會そのもの、結合形と異つた、特殊利益を持つに

到る。全體社會は全體社會としての結合に利益を有するが、部分社會は特殊な部分社會としての存在に利益を認めるのである。元來、部分社會の發生は、生活組織に起因する組織は生活の機能的分化に基く。分化とは全體を構成する全部の個が悉く同一の職能を行ふに非ずして、各自或いは數種の特殊個別的な職能を司る現象である。故に分化は分化せられたる各個の全體的綜合又は組成(組織化)を経てはじめて存在し、生活力としての意義を有するに到る。此の組成なくしては分化はない、分化が存在するには各部分の有機的綜合が必要である。部分社會は、生活機能の分化によつて、かくの如く全體社會の基礎の上に組織だてられる事によつて成立する。然かるに、此の部分社會は前述の如く、独自の存在利益を有し、此の目的と利益に従つて構成され又活動するものなるが故に、部分社會の成立は、社會的分裂の第一因となるものである。蓋し、是等特殊の部分社會の存在意識が非常に強大となつて全體社會の意識を覆ふに至る趨勢は免れ難いからである。此の趨勢の原動力は、個人意思と意識である。個人は生活々動に於いて直接的關係にある部分社會に屬する、従つてその意識は強

い。反對に部分社會は自己存在の意思を所屬の各個人に強制する。此の強制は參加せる個人意識と容易に融合する。此の強制の有力なるに連れて、全體社會の觀念は稀薄になる。しかし乍ら分化の觀念は分裂の觀念と同一ではない。結合の反對觀念ではない。分化と結合組成の觀念は相互に補正的である。分化は其の基礎である全一體は統一的に組成されると云ふ意識を以つて結合の觀念となる。故に分化はそのまゝ、分裂を意味する事とならない。分裂を意味するには分化が其の組成的全體の意識を失つた場合に起る。故に部分社會の特殊意識が此の境に到達すると分裂現象を生ずる。分化に基いた部分社會の特殊意識が強大となり、自己主張の結果、全體社會の組成的意識に補正されない時、反對に之れを稀薄喪失せしめる時、分化は社會的分裂の素因となる。而してかゝる分裂關係は、全體社會内の部分社會間に於いて起る。特殊の部分社會が全體社會の組成的意識を失ふと云ふ事は、自他相據つて完成すると云ふ觀念組織的統一を失ふ事である。彼等は共に組成的全體社會に屬すると云ふ觀念を失ふのである。分裂とは部分社會間の自己主張が此の段階に到れる時生ずる現象である。之れを抽象的に云へ

ば分化と結合組成は共に補正的である。従つて部分意識が強大となつて全體意識が失はれると云ふ事は分化と組成との合致せざる事を意味する。部分は最早結合をしない。此の分裂的狀態に到れば、共同生活の基底的存在が破壊されるのである。換言すれば從來の組織形體は最早此の基礎社會の上に存在して有効な働きを爲すを得ぬと云ふ状態になつたのである。こゝに組織形體の改新が必要となる。故に一組織形體が改變を迫らるゝは社會的分裂の期である。前に社會的分裂は社會の進展に伴ふ必然的隨伴現象だと云つたのは此の意味である。有效なる生活は一定の生活期間の後に於いて生活者の内容を進歩せしめる。故に全體社會は生活基礎としての責務を果しつつ、之れを構成する個人の變化に従つて自らも變化する。變化したる全體社會は變化以前に於ける社會組織形體を依然有效として認むるを得なくなる。以前の組織形體は生活機能を果し、此の爲めに變化進歩せる個人を内容とせる變化せる全體社會を新しく基礎として新しき組織に移らねばならぬのである。此の變轉期が即ち社會的動搖の時代であり、社會的

分裂期である。又従つて社會政策の活動期でもある。次に社會的分裂は如何なる形式をとるか。分裂の素因は部分社會の特殊的存在利益と其の自己主張にある。元來組織は基礎社會に於ける一定内容の個人の集合を前提とするが故に之れを組成する組織體には其の特定な形式と共に組織原理が発生する。組織原理とは特定の社會状態をかく組成するには如何なる方法形式によられたか、組織の方法的基礎である。此の組織の根本原理は組織體に於ける指導原理及び精神を構成し更に此の組織秩序に於ける統制的力となる。故に一定の組織原理、指導的原理及び精神は、特殊の社會状態——各個がかくかくし、かじかの状態にある事——に適應するものなるが故に、此の組織體に組成せられた部分社會は、此の組織原理に、従つて指導的精神又は統制的力に對して肯定又は否定の關係に立つて來る。部分社會の自己主張は組織の根本原理又は精神及び其の統制力(形式)を中心として勢力關係を構成する。部分社會が各自主張しうる自己利益の範圍の大小はこの組織的統制形式を本にして彼等の持つ勢力の大小を表示する。しかし自己の利益を通用せしむる事は固定的ではない。彼等は部

分社會としての性質から固定不變に自己の主張を通用せしめんとする。しかし生活によつて社會は動く。各自の主張は思ふが儘に外部に對して固定不變の通用を強ふる事が出來ない。換言すれば統制形式そのものに破綻が生ずる。こゝに勢力關係の移動が生ずる。此の移動と共に勢力關係は一つの状態から他の状態に移り、平衡——動搖——平衡の過程を繰返す。勢力の平衡状態とは、一定の指導精神に基づく統制的形式關係に於いて統制力の圓滿に行使せらるゝ状態である。各部分社會は一定の指導的精神に服従して抗争せざる靜止的状态である。此の状态にあつては、部分社會は相互に自己の主張の及ぶ範圍、其れと他の主張との接觸を承認して、しかも何等摩擦の生ぜざる状態である。換言すれば各個は全體を組成する上に其の組成の原則に各自融合し従つて组成的全體の意識の破壊せられざる平和的状态である。此の状态の永續す可からざるは前述の如くである。而して此の平衡状態の破るゝは既成統制形式の否定となり従つて兩個の指導的精神の闘争及び統制力に對しての勢力闘争となつて現はれる。或ものは自己の存在利益が不當に狹窄せらるゝに抗議し他のものは更に自己主張の擴張を計る。

勢力闘争の時代に於いては以前の组成的全體の意識が闘争意思によつて弱め且つ失はれる。此の時代的現象の根元は前述せるが如く基礎社會と社會組織形態とが合致せざるに至つた爲めである。社會的分裂は此の權力闘争として社會生活の表面に現はれる。

故に社會的分裂とは表現形式としては勢力闘争であり内在的形式としては組織形態と基礎社會たる全體社會の不整調であり組織體そのもの均衡を失ふ状態である。社會的分裂は表現としては統制力に對する闘争であると云ふ事は深く注意されねばならぬ。蓋し社會政策の働く舞臺は此の統制力關係の場裡であるから。

次に如何なる組織形態、如何なる部分社會の存在が社會的分裂の主因となるか。以上に於いては一般に部分社會を論じて來た。今から特殊の系統に於ける部分社會を論じなければならぬ。茲に於いて問題は經濟社會と社會的秩序の組織、社會階級論に移らんとするのである。

第二節 經濟社會と社會階級

四

人間は社會と共に在り、社會を以つて生活しなければならぬ。此の社會を以つて生活すると云ふ事は人間の全生活に及ぶもので、生活の根本に就いても同様である。生活の根本とは先づ生存生活である。人間生活の第一問題は生存の問題である。此の根本問題を人間は社會的に解決する。換言すれば全體社會は此の問題解決の基礎社會となる。故に社會生活は人間生活の全部に及び、同時に生存と云ふ基本的な關係に基いてゐる。此の社會生活の一面は經濟社會生活なのである。社會的經濟的生活が全社會生活中に於ける最も基本的、最も重要なるは此の關係に基く爲めである。次に全生活並びに基本的生活がかく社會生活によつて營まれるとすれば茲に此の社會的體様を規律する法的秩序の必要となるも當然である。此の法的秩序の必要は全體社會の基本的基礎社會としての性質に隨伴する。故に法的生活は基本的ではあるが、經濟生活に對しては派生的意義を持つ。此の派生的性質の重要なるは後段に示される。

全體社會の基礎的性質は先づあらゆる生活の基本的なる生活即ち經濟生活に

於いて現はれる。故に社會的な經濟生活は、社會生活中の基本的なるものと云へる。經濟社會とは經濟生活に基く全體社會の一形相である。經濟社會は經濟生活の機能を包含する全體社會である故に全體社會の一形相であつて、經濟社會は部分社會ではない。

元來經濟社會は經濟生活の關係する基礎社會であるからして、經濟社會は一部の意味から云へば常に全體社會の範圍内に局限されると云ふものではない。蓋し經濟生活は社會生活中の基本的なものではあるが、全部ではない故に、經濟社會は全體社會の全形體ではない。全體社會はその社會生活の内容又時代的變化等に從つて政治社會、同文社會、宗教社會等の諸形相をさる。經濟社會はある過程に於いては從來據つてゐた所の全體社會の範圍を越えて營まれる事がある。若しかく擴大された經濟社會の生活が基礎的形體として確定的のものとなれば全體社會も地域的に擴大して來る。之は歴史的過程に於いて見る現象である。要するに經濟社會とは全體社會が經濟生活の基礎社會として現はれる一形相である。此の基礎生活社會的(經濟生活)そのものは從つて形式ではないは單純なる生存より

り高度の文化生活に到る迄不變不離の生活である。否高度の文化生活に到つて益々此の基礎生活に頼る事多大なるを加へる。換言すれば生活の文化向上と共に社會的經濟生活の意義は益々増大する。かくして經濟社會の觀念は全體社會が生活の基礎社會たるの觀念から離す可からざるものなると共に、其の最も基本的にして且つ重要なものである。經濟生活は全生活に對して手段生活である、此の手段生活たる經濟生活を社會化する事に、全ての重要な生活問題の解決が懸る、經濟生活と云ふ手段生活は、社會的に營まなければ手段生活としての目的をはたす事が出來ないのである。故に全體社會は經濟生活の要件たると共に、先づ經濟社會として生活基礎たる事に、全體社會の存在の意義は最も重く懸るのである。

經濟社會は經濟生活の爲めに自然的意識的に統制ある組織を持つ。從つて各個の經濟生活は必然此の組織を通じて營まれ社會的となる。經濟社會は經濟組織の基礎となる社會であるが、此の包括的組成的意義を別にして、何等自身活動力を有せざるものであるのは、全體社會の項に於いて述べた所と變らない。經濟社會に於ける組織化によつて活動力の素となる實際的要素は部分社會又は社會群

である。經濟社會に於ける部分社會の集成する全體社會の體様を稱して經濟組織と云ふ。

組織とは、故に、實際的活動力としての部分の存在とそれ等の集成それらに基礎社會としての全體社會とを以つてなる。此の個別的な部分社會が一社會に於ける社會的分裂の要因である事は既に述べた。經濟社會に於ける部分社會の存在は又社會的分裂の素因たりうる。經濟社會に於ける部分社會は如何にして生ずるか、如何にして社會的分裂の最も重要な素因と何るか。

一般に部分社會は社會生活の組織化、従つて生活機能の分化に基く事は既述の如くである。經濟社會に於いても經濟生活の機能的分化によるのである。經濟生活は財獲得の生活であり、經濟社會の使命は此の財獲得の働きに於ける生産力増加に懸る。一定の組織に組成せられたる各部分は此の生産力増加財獲得の合理性に對して、分化せられたる機能を持つ。此の機能的分化の具體的形體が何であるかは時代的に異なる。單なる技術的差異又は個人的所有に於ける相違等が機能的分化の基礎となりうる。之は後に經濟社會に於ける部分社會の構成、即ち

階級論に於いて一瞥するであらう。要は財獲得(生産行爲)に於ける各個の寄與する給付、而して此の各種給付として提供せられたるもの、合成によつて經濟社會の組織が維持される、此の個別的の集成的補正的給付が經濟社會に於ける機能であり、分化せられたる機能である、此の機能的分化が如何にして社會的分裂の素因となるか。

茲に、經濟生活の特色として機能的分化は合成的生産活動の後、著しき個人性的還元を行ふ。生産活動の成果に對する個別的要求、即ち收益分配の關係に於いて著しく個性を發揮する。社會的經濟生活も要するに手段生活としては、各個人の生存と生活内容を潤澤ならしめんとする努力に歸着する。故に經濟社會の基本的活動たる生産活動は其の活動後にあつては、何等かの形式に於いて收益の個人的還元によつて合成的活動を止む。此の還元の形式は一様ではない、唯經濟社會に於ける部分社會の形式、即ち經濟組織に於ける機能的分化の形式と必然に關聯するものである。全生活の基礎たり且つ最も重要な經濟生活に於いて、合成的活動の結果がかく個人的に還元すると云ふ事は生活の諸方面に於ける利害關

係中最も重要事である。此の利益を増加せしめんとする事は、此の還元が機能的分化と関連せるが故に、自己の属する部分社會の機能的機能と社會的により大に評價せしめんとする主張となる。換言すれば經濟社會に於ける部分社會の自己主張は、收益參加の主張に外ならない。此の主張は生活の根本的重要さを有するが故に此の主張に於ける各部分社會の自己主張は最も熾烈を極める。かくして經濟社會に於ける部分社會の自己主張は自己機能の社會的價值強制となつて現はれ、直接收益參加に於ける優劣を決定し、又分配關係は經濟生活の個人的關心の根本的なるが故に、かゝる動機に基く自己主張は社會に於ける部分的主張と其の抗爭中、最も根本的性質を帯びるのである。經濟社會に於ける部分社會の自己主張は、個人生活の變化、従つて基礎社會の變化と共に生じた組織體改新に際して、價值強制の闘争となつて現はれる。此の闘争は生活の根本關係に屬するものなるが故に、重要なる他の生活形態をも決定する素因とならんとする。即ち經濟的闘争は、總て全社會的闘争に反映されんとする、其の理は如何。

五

經濟生活とならんで社會生活に於ける基本的現象の他の一つは、前に云へるが如く、法的秩序の現象である。全體社會が基本生活たる經濟生活に於いてのみならず、他の生活基礎となるに於いては先づ、社會の秩序を維持し、その秩序を個人又は部分社會に強制しなければならぬ。社會にはかくして法的秩序が成立する。法的秩序は社會生活の基本的條件である、之れを缺いては社會生活は營めない。之れは絶對的必要である、しかし基礎的社會の秩序を維持するにあつて、維持す可き方法及び維持せらる可き社會組織の時代的形態に従つて、自から内容を異にする。社會生活の秩序を維持すると云ふ事は普遍的意味では根本義なる全體社會の秩序の維持であるが、次には維持せらる可き時代に應じて、個別的特殊的時代的な維持の方法と原理とが生ずるのである。此の後者を前者と混同する事は避けなければならぬ。而して、法的秩序の時代的形態、一時代に於ける法的強制力の指導精神は全社會生活の基本的なる經濟生活に於ける時代的組織形態即ちその組織體に於ける統制的方法に適應した秩序内容を有するに到る。

故に經濟組織體に於ける調整の状態は、之れに適應した法的秩序の社會の調整

を意味する。經濟組織體に於ける指導的精神は又法的秩序の生活に於ける指導的精神であり、共にその時代の統制力的存在である。反對に組織體と全體社會との摩擦は法的秩序の生活に於ける動搖を示す。法的秩序の生活に於ける動搖は、全體社會の社會的分裂である。社會的秩序の生活に於いては各個人は法的社會の一員としての資格を有する。此の法的社會は原則として全體社會そのものである。故に法的社會に於ける平衡を失したる秩序關係とは、全體社會の成員としての結合意識を弛緩又は喪失せしむるものである。即ち社會的分裂の状態である。この社會に於いては、此の社會の成員として、個人の立場は、全體社會員としての全幅の立場を示す。法的秩序の生活は全體社會の基礎的事實による社會だからである。此の社會に於いて個人又は個人的團體が相互に抗争すると云ふ事は、全體社會としての全幅的抗争に外ならぬ。此の法的秩序の社會に於ける抗争にして、前述の如く、經濟組織體の摩擦を反映せる状態を稱して、社會的分裂と云ふ。法的秩序の生活は、その表現形態に於いて、基本的生活形態即ち經濟生活の具體的體様を表現するが故に、經濟的闘争の事實は正しくこゝに反映される。かくして、生活の一面

的形相でありながら、經濟生活上の闘争は、法的秩序の社會に反映する事によつて、社會秩序に關する全體社會の、全幅的抗争に變ずるのである。かくして社會的分裂は惹起される。社會政策は、此の經濟社會に於ける、基礎社會と組織體との不均衡が法的秩序の社會に表現せらるゝのを避けんが爲めの努力に外ならないのである。その爲めには此の經濟社會に於ける矛盾即ち不均衡の具體的現象、即ち部分社會の關係、階級關係を政策の對象としなければならぬのである。しからは階級とは何か、次に階級論に及ばんとする。

六

生活機能としての部分社會は機能的分化に基いて發生する如く、經濟社會に於ける生活上の機能の分化に基いて經濟上の部分社會が發生する。社會階級とはかゝる部分社會を指して謂ふものなるが、唯單に之れ丈けを以つて社會階級の觀念を説明し得たりとは爲し難い。階級觀念の基礎を普通、經濟活動に於ける技能又は職業等に於ける差別或ひは個人的資産の有無大小等に置く事の誤まれるが指摘されてゐる。實際是等を以つて直に經濟生活上の機能分化とするは不當で

ある。機能的分化とは一定の經濟社會の組織化に必要な構成分子の特殊性である。其の特殊性あるが故に一定の組織形態に集成される。故に一時代に於ける機能的分化として具體的に名付けらるゝものは畢竟可變的である。一般的原理としては經濟社會の第一活動は生産活動なるが故に、生産活動に必要な力、即ち各種の生産要素は、技術的分化の根元である云へる。而して是等の諸要素が全部或ひは數部が人に就いて分有せらるゝ状態に於いて、換言すれば、各自特殊の要素を具有した個人の要素としての力を社會が要求する時はじめて經濟組織に於ける機能的分化が成立する。經濟社會に於ける部分社會は、此の要素力を具有する事によつて生活機能の一つを代表する事となる。技能資産等の差別は、此の關係に於いてのみ機能的分化の基礎となる。しかも是等の差別は常に機能的分化の基礎となるのではない、或る一定の組織形態に於いて、基礎となりうるのである。生産諸要素が個人に分有せらるゝ事の必要經濟組織に於ける個人の特殊性なるは前述の如くであるが、之れがなければ社會生活は成立する必要がなし、財獲得の社會的努力は不斷であつてもその方法は決して不變ではない、時代的に變化

進歩するが故に、生産諸要素の内、特に其の必要に厚薄を生ずるは勿論である。故に技能的差別又は個人的所有の大小有無による分化が、經濟組織内に集成せらるゝと云ふ事によつて、階級發生の根元となるのは歴史的現象である。故に階級構成の一般原理を如上の機械的差別に求める事は出來ないのである。反對に一般原理は、經濟社會に於ける生活機能の社會的分化によつて説明し得らるゝが、具體的階級構成は、之れによつて説明し得られない。何が或る時代の階級構成の基本的原因となるかを定めるには、其の實際生活の體様を觀察しなければならぬ。階級構成の事實は、經濟生活機能の社會的分化によつて一般的現象となるが、如何なる階級が如何なる性質を以つて構成されるかは歴史的現象である。一般的原理としては、經濟組織形態に於ける個人又は個人的集團の經濟上の地位が特殊的なるを以つて階級構成の原則とする。換言すれば、經濟組織形態に於いて占める特殊個の地位、即ちかゝる個は如何なる形式によつて組成されて、如何なる地位を占めるが、之れが階級構成の一般原理である。しかし此の原理に對してなほ補足す可きものがある。即ち心理的要素である。經濟組織形態に於いて

個々の占める特殊の地位が定められてゐると云ふ事は、此の組織形態中に集成された個人の經濟上の活動は同性質でない事、従つて之れは次に説明するが活動の結果も亦同一でない事等が推論される。之れを階級構成の客觀的要素と稱する。此の客觀的要素に基いて主動的要素が加はる、即ち特殊の個人(又は部分社會)はかく決定された客觀的事實——經濟生活上の運命——によつて、生活する經濟組織そのものに對する態度を決定する。此の態度決定によつて各個人又は團體の意思と行動とが生ずる。目的が構成される。之れによつて結合した部分社會が即ち社會階級なのである。即ち客觀的事實と主觀的態度との合成するものが社會階級である。經濟組織に對する個人的(又は階級的)關心とは此の主動的態度を指す。この關心に従つて、經濟組織に對する意志及び行動の形式が定められる。此の關心によつて主張する所、即ち自己存在の主張、利益の擴張であり、價值強制である。而して此の階級的關心は、その階級關係を含む組織の指導的精神に對する、部分的機能が組成せられて組織體とするや、組織は全體を規律する統制を要求する。此の統制はその組織體の指導精神を持つ。故に部分社會即ち階級的關心は

この統制的指導精神に對して肯定或ひは否定の關係をさる。

經濟生活は生産活動で終るものではない、寧ろ生産活動の結果に於ける關係は一層重大である。先きに、生産に於ける集合的努力は収益に就いて個人的還元を行ふと述べた。經濟活動の重要は、手段獲得にあるが故に、其の方法が社會化されたにせよ、重心は個人生活に於ける手段の潤澤に歸着する。此の個人的還元の方法は一様でない。必ずしも、収益が一定の形式に於いて個人の懐に入るを要しない。他の間接的利益となつて現はれても差支ない。要するに經濟生活に於ける一つの重要な關心は、収益が個人的に還元すると云ふ點である。此の還元は何によつて決定するか。こゝに生産關係と分配關係との間に離す可からざる密接な關聯がある。各個が得る収益の大小は、換言すれば生産關係に於ける各個の自己主張の大小に外ならない。價值強制に外ならない。生産關係に於いて占める地位は、分配關係に於ける利益の大小と關聯する。故に經濟組織内に於いて各個人の生活上の結果が、一様でないこと云ふ事は、生産活動に於ける特殊の地位は、その結果上の關係に於いても特殊ののであるの意に外ならない。従つて階級構成に

於いては、單に生産過程に於ける特殊的地位によるばかりでなく、分配過程に於ける特殊の利害も亦中心的關心を爲すのである。階級は所得の發生する種類によつて生ずると云ふのは此の意味である。

こゝに階級構成は對立的状態から抗争的状态に進む當然の過程がある。階級意識は自己主張の念に最も強く、自己の價值強制は、分配に於けるより大なる利益を意味する。經濟社會に於ける部分社會の對立は、價值強制、利益闘争、分配闘争の状態に到達する。

要するに社會階級の發生は經濟社會に於ける實際的活動力としての機能的分化に基礎をおく。機能的分化の具體的形式は時代的に變化する。此の變化に従つて各機能的部分部分社會の價值に變化を生ずる。失はれたる價值を強制し、又は新しき價值を承認せしめんとする努力は、部分社會従つて社會階級の自己主張である。此の關心に於いて各階級は自己を組成する組織體に、従つて組織體の指導精神ならびにその統制力に對する態度を決定する。この經濟闘争は、經濟生活の重要からじて法的秩序の社會に反映して、全社會的闘争となり法的秩序は破れ

んとする階級闘争の事實は之れである。階級關係は必然に闘争的状态に到達せんとする。社會政策は闘争期に於ける階級關係の圓滑なる調整を目的とする政策である。

第三節 政策と倫理

七

上來の叙述によつて社會政策とは個性の發展及び文化の伸張を約束する、人間生活の基礎としての全體社會の存立保全の爲めに、全體社會の結合を攪亂する傾向を防止する努力である(第一節)。かゝる社會的分裂は、經濟社會に生起する階級の對立及び抗争に基くが故に、社會政策は此の經濟社會に於ける階級關係を働かかけの對象とするものである(第二節)。社會的分裂は法的秩序の生活に表現せらるゝが、それは生活基礎としての全體社會の内容的變化と固定的組織形態との不均衡に基く、社會動態の必然的過程なるが故に、分裂期に於ける反社會的傾向を排除せんとする社會政策は、組織體と全體社會との摩擦を緩和し、社會進展の推移を圓滑ならしむる活動である。

然からは社會政策なる名辭の「政策」なる言葉はいづれから引き出されたか。此の「政策」なる名辭の解釋によつて社會政策を二種に區別する事が出來、又其の解釋に従つて、政策主體の問題が生ずる。本來、政策とは所定の目的を以つて、一定の對象を撰び、之れに働きかけ、以つて期する所の状態を作り出さしむる意識的動作である。更に狹義に解釋すれば、政策とは國家活動である。この解釋を無視すべからざる事は後段に於いて明らかになる。政策には従つて政策主體と政策對象とがある。社會政策の場合、對象は階級關係であるが、主體は如何。元來、合理的に云へば、政策主體は、獨自の存在、意思及び關心を有するが故に、主體の全生活々動は彼の關心によつて規律される。換言すれば、政策主體と政策活動とは不可分の關係に於いて適合せねばならぬ。社會政策が「社會の爲め」の政策であるとするならば、社會政策を合理的に行ふ政策主體は、社會を以つて自己存在の目的とせるものでなければならぬ。全體社會の存立保全を自己の目的とせず存在でなければ合理的な政策主體とは云へない。「全體社會自身」が政策主體たる場合には主體の合理性に就いて容疑の餘地がない。然かるに全體社會は自己自體には何等活動力を有せざる

存在である。故に自から政策を行ふ力を持たない。換言すれば政策能力者ではない。全體社會が社會政策の主體でないとする。他に合理的な社會政策の主體があるか。又、政策主體たるには二個の方面から之れを觀察しなければならぬ。第一には政策主體の合理性即ち上にのべた様に主體の性質と政策の内容とが本質的に合致しなければならぬ事。第二には、かゝる主體適任者が同時に政策能力者であるや否やの點である。後者よりみれば社會政策の主體は階級關係に働きかけうる能力を持たねばならぬ。單なる個人の善意的努力は社會政策とならぬ。従つて能力の點からみれば、社會的統制關係に立てる存在でなければ、此の能力を持つてゐない。全體社會は第一の點に於いて資格を有するが第二の點に於いて無資格である。若し此の二點の合致を求めると困難なりとせば、従つていづれか一方を放棄しなければならぬとすれば、社會政策の性質上第一の資格が放棄されるのである。即ち政策主體の性質と政策内容の本質的合致が放棄されるのである。此の放棄によつて社會政策の政策としての性質の解釋が分れて來る。即ち社會政策とは全體社會保全の爲めの政策ではあるが、(一)政策者に於いて果してこの保全

を意識する政策なるか、換言すれば、保全を目的として一形式の意識的動作を作り、之れを社會政策として自から稱するものなるか(二)反對に此の意識を有せず、しかも特殊の生活々動が無意識的に、此の目的に適へるを以つて満足し、此の現象を名づけて社會政策と云ふか、の二問に分れる。今暫く之れを論ずれば、

(一) 名目的社會政策と名づけるものは、一社會に於ける政策能力者(統制力)が行ふ政策の一體にして、政策者自から「社會政策」と名乗るものである。卑近な例を以つてすれば、一國政府の政綱中に屢々現はれる「社會政策的施設」の如きである。之れを以つて(イ)かゝる統制的存在、政策能力者たる事には容疑の餘地なきも、かゝる存在は本質的に、全體社會の代表機關なりや否や、換言すれば、本質的政策主體なりや否や(ロ)かゝる「社會政策」とは名目的社會政策にして、本質的には何等社會政策的でなく、反つて一部の階級的政策に外ならざるかの二問を生ずる。之れに對してかゝる統制力的存在は特殊の利益を代表する存在なるが故に、本質的主體に非ず、又同時に其の行ふ政策の名目は社會に藉口する自己政策なりと解釋されるとすれば、茲に

(二) しからば社會政策とはいかなる現象を指すかの問題が提起される。こゝに於いては社會政策は「政策」でなくて「現象」である、活動現象の或る特定の一系を稱して「社會政策」と名づけるのである。社會政策なる名辭はかくして「社會」と「政策」とに分離される。即ち「政策」とは普通政策能力者の一般的政策に過ぎざるも、之れが「社會保全」の方向に意識的よりは寧ろ無意識的に向ふものなる時にかゝる政策活動の現象を名づけて「社會政策」と呼ぶに至る。かゝる「社會政策」の行爲者は勿論全體社會でなくて部分社會であり、部分社會としての政策能力者である。故に彼は本質的には社會政策を行ひ得ない、其の存在利益は全體社會の保全でなくて、自己の特殊の關心である。しかも、此の部分社會が政策能力者として行ふ諸活動現象中、特殊の場合に於ける特殊の活動は、自己的關心によらざるものとなつて來る。自己的關心によるものと思惟する場合にも、從來の同一動機に基づく諸活動に比して本質的にその性質を異にするものゝ如き觀が含まれる。此の異質的な活動現象が眼前に社會的分裂を控へ、然かも之れより社會を救ふ可き方向に指させる時、之れを名づけて社會政策と云ふ。しからば社會政策は政策でなくて、現象である。

此の場合政策主體は社會政策と知つて擔任するのでなくて自己政策と考へて行動する。故に名目的には社會政策でなしとするも本質的には社會政策となる。之れを以つて社會政策を名目的社會政策と本質的社會政策又は政策的社會政策と現象的社會政策との二種に分類するの標準となすをうるが、政策主體に關しては、かゝる二種の解釋が共に政策主體と社會政策そのものとの間に本質的合致なき事を前提として發したものである。

八

社會的分裂が具體的表現を法的秩序の生活に見出すと云ふ。しからは分裂の回避も亦茲に於ける手段を以つて行はれなければならぬ。法的秩序の生活は全體社會をして生活の基礎ならしむる生活なるが故に全體社會の調和的統制及び其の反對は茲に反映される。而して法的秩序の生活は個人及び個別的集團の上に統制を加ふる全體社會的意思の權力的生活である。しがしその統制の内容方は不變動定ではない。統制せらる可き全體社會の組織形態によつて自から異なる。故に法的秩序の組織は時代的に變化し此の變化に従つて秩序の改變を起

す。舊秩序に於ける主張は統制力を失ふ。此の時にあたつて社會的分裂が法的秩序の社會に表現せらるゝのであるが之れを避けんと欲せば舊秩序の統制力の漸次的變化によるの外はない。蓋し統制力の所在は政策能力者である。舊秩序の統制力は統制力所在として政策活動が可能である。此の場合此の存在が舊秩序の内容によつて規定された本來の政策活動(本質的)に出ないで、他より強制された動機に基づく政策的活動に出ずる事がある。若し此の動機が新秩序の要求に基づくものある時は、法的秩序の組織に於いて徐々の變革が行はれる事を意味する。社會政策的現象は此の徐々たる變革に外ならない。社會政策とは法的秩序の組織の漸次的變革に際して生ずる現象で、それは舊組織に於ける統制力の政策活動となつて現はれるが、その活動の本來の性質は政策主體の本質に基づくものでなく、他より強制せられたる動機に基づくのである。之れ故に社會政策は社會なる冠詞によつて一般政策と區別せらるゝのである。而して社會政策に於いては主體は社會そのものではない。基礎社會としての全體社會を存立保全す可き意思を體した活動現象が政策能力者社會的統制者の手によつて擔當せられ代行せらるゝの

である。全體社會を存立保全す可き意思とは、基礎社會としての全體社會をその目的の爲めに維持する法的秩序の社會の意思(社會的秩序の根本義)であり、此の意思を體して現はれる現象は、一つの法的秩序の社會に於ける統制力者(従つて政策能力者)の代替期(統制の指導精神の變更期)に於ける自己否定の行爲である。自己否定の行爲とは、行爲の動機が自己存在の利益に基かずして、他より強制せられた性質のものである。故に社會政策の主體(又は代行者)は法的秩序の生活に於ける社會的統制力の機關である。

九

社會政策は通常、正義公正等の倫理的觀念を含むものとされてゐる。其の意味は、政策當事者の本來の性質又は政策の内容如何に拘らず、社會政策として行はれ又はかく名付けらるゝ政策又は現象は特殊の一部的利益の爲めにするものでなくして、社會全般の利益を目標として、全體善又は公正正義の名の下に行はれるものと解されてゐる。社會政策は倫理的觀念を含むが、其は單なる感情的性質のものではない、個人の徳性、恩惠慈悲憐憫等の徳質に基くものでもない。社會政策は

世上云はるゝ所に従ふと社會上の弱者を擁護救済するものゝ如くである。しかし弱者の擁護救済とは、それだけでは恩惠的布施の意味を含む事甚しい。社會政策が弱者に對する態度はかゝる意味をふくまない。弱者に施す所あつても、弱者に施すと云ふ事が社會政策の全部の目標ではない、社會政策が若し之れを行つたとすれば、それは之れを手段とするだけである、政策手段であり、政策の對象たるに過ぎぬ。彼等に恩惠的に與ふるを以つて社會政策の本分と爲すを得ない。社會政策の目標は、全社會の保全であつて、之れを維持する爲めに、政策として社會上の弱者の擁護を云々するのである。故に社會政策は施される者に對して、毫も恩惠的ではなく、施さるゝ者も毫も感謝的關係に立つ可きでない。社會政策の倫理的觀念は之れと別個のものである。

社會政策を恩惠的に解釋する事の誤解は社會上の強者弱者の觀念から誘發される。しかし社會政策が社會進展上の現象である限り、強者弱者なる名稱は便宜上の意義をしか有さない。強者弱者の差別は如何なる社會状態を持つかと云ふ事に對する關心と従つて、其の主張によるものである。一社會状態に於ける肯定

的關心と否定的關心との闘争に於いていづれの自己主張が優勢であるかの問題である。しかるに、社會の進展と共に一社會狀態は固定的であり得なくなる。換言すれば肯定的關心は固定的に自己主張を持續する事が出来なくなる。否定的關心が勢力を得る。社會政策上弱者に與へらるゝと云ふ狀態は、此の關係である。故に弱者に與へらるゝのでなくて弱者弱者だとすれば、自己の力を以つて獲得するのである。獲得する形式が恰も與へらるゝの形式に出る丈けであつて、社會政策によつて利益を蒙る者は自己の勢力によつて之れを獲得するのである。其の得る所は、社會の進展によつて決定せらるゝは當然であつて、其れ以上をうる事は出来ない。又、かくして得る所のものは當然に得可きものであつて、何等他の恩惠寄與の關係する所ではない。

然らば倫理的觀念とは如何なる内容のものであるか。凡べて社會組織に於いては、窮極の目標に向つて、如何なる方法形式に於いて組織せらるゝやに從つて組織體の指導原理が定まり、之は組織體の指導的精神となる。經濟社會に於ける窮極の目標は生産力活動にあるが、此の目標に向つて、時々組織せらるゝ組織體

は、組織形式に從つて、特定の指導原理を有し、その指導的精神を生み出す。此の指導的精神は、其の組織體を維持する精神である。然るに經濟組織に應じて法的秩序の組織が構成せられるならば、此の經濟組織體の指導的精神は、又、法的秩序組織に於ける指導的精神となる。法的秩序の社會に於いては、此の精神は法律又は習慣となつて現はれる。

全體社會は可變的である。組織體は固定的である。故に社會の進展と共に社會に於いては、二個の相反した情勢が生れる。靜止的勢力と動的勢力、保守的勢力と反撥的勢力の二傾向である。前者は社會的變化以前の經濟組織體の指導的精神を有し、從つて其の法的秩序の組織體精神を持つ。後者は之れに對して動的であり、反撥的であり、新しき組織體の指導的精神を代表せんとする。兩者の抗争に於いては、動的、反撥的、新指導精神の勢力的進出及び要求は、前者の指導的精神即ち一定の法律及び習慣によつて拒まれる。此の拒否は、かかる現象が、前述せる如く一定組織體又は形式が變化せる社會に不適合なる事によつて生じたる以上、經濟社會又は法的秩序の社會に於ける舊指導的精神に對して新しき動的、反撥的精神

の社會的正當さを認めなければならぬ。かゝる要求が社會的正當と認めらるゝ形式を稱して倫理的規範的と名づける。故に倫理的規範的要求とは變化の可能性を有せざる固定的靜止的狀態に對する社會的變化の動的抗議であり、此の抗議は直接には舊指導精神によつて保持せらるゝ社會狀態經濟的及び法的秩序的に對する新精神の代表勢力の自己主張なるにも拘らず、社會的正義又は公正の名の下に社會的意義と正當さとを認められるに至る。かゝる意味に於いて、社會政策の倫理的內容とは全體社會の進展的流動の要求を規範化したるものに過ぎない、此の要求は先づ法律及び習慣(いづれも既成的なるが故に)によつて表示され得ないのである。

元來、個人的存在と意思の外にあり且つ上位の意思の表現として倫理的規範的要求は外的強制たる性質に就いて法律又は習慣と類似する。倫理的規範も法律及び習慣も、全體社會の法的秩序の必要に基いて發生する以上倫理的規範の如き外的強制の必要は、法律又は習慣の及び難き範圍に於いて存在する。法律及び習慣は一定の固定的秩序生活を規定し統制する點に於いて、そのまゝの形體では彼等の有せる固定の指導精神を以つてしては流動的でない。故に指導精神の變改に伴ふ法律の改變の行はるゝ以前に於いて、社會事情の變化は固定的法律及び習慣形式並びに其の代表者に對して法律及び習慣の域外に基く一種の強制を感じしむる。此の強制の感は、是等の既成統制力に對抗する場合、社會的正義又は公正等の倫理的觀念となつて現はれる。固定的統制力は自己の規定する習慣又は法律による強制を感じざる場合、尙ほ第三種の強制として此の倫理的強制を感ずる。一社會に於ける指導的精神並びに統制的精神が自己決定的の行動以外の行動に出づるとすれば、其は彼等の本然的行爲でなくて、他より強制せられたる行爲である。此の強制感は、自己決定の法律及び習慣(共に此の指導的精神及び統制的精神に基いて固定的であるが)による強制ではない、彼等の指導的統制的精神を脅威する新精神で、實際には、此の精神を持つた一定組織形體に對して批評的、反抗的立場階級的關心にある對抗勢力の勢力擡頭による強制である。此の新興勢力が社會的事情に基いて増大する場合に於いて、彼等は社會的強制即ち倫理的內容を持つて現はれる。

此の理論は、社會政策が本質的主體を持たぬと云ふ點と密接な關係がある。政策主體と政策内容との間に本質的合致があれば社會政策は特に倫理的内容を強調する必要がない。しかるに「社會の爲め」の政策は本來の主體を持たぬ。従つて社會政策は本質的に資格なき存在——而して此の存在は政策能力者たりうるその社會に於ける統制力的存在である——に代行せしむる。代行せしむるには、外的強制を必要とする。此の外的強制の形式に於いて代行せしむる關係が即ち倫理的規範的要求である。社會政策に於ける倫理的要素の不可分なる、此の事情に基くのである。かくして社會政策は倫理的内容を以つて、一般政策的努力とその本質を異にするを解釋しうる。一般政策は、之れを行ふ主體にとつて自己決定の行爲なるに對し社會政策は此の主體(又は擔當者)の自己決定の行爲(自己政策)ではない。被強制行爲である。其の強制は社會的倫理的強制である。茲に於いて社會政策を「政策」と倫理との妥協であると云ふ命題が成立する。「社會政策」に於ける冠詞「社會」なる語は決して輕慮なる附屬語ではない。其は「社會」的なるが故に單なる政策ではない事を本質的に表示する。

一〇

社會政策は、政策としては他より強制せられて行はれる努力と解された。強制力の根元は進展に伴ふ全體社會の變化である。此の進展上の要求を倫理的形式に於いて表明し、此の強制に基いて特定社會の政策的活動を發生せしめるのである。特定社會の政策的活動とは、一社會組織形態に於ける、其の指導精神を體した政策能力者の謂である。その指導精神を體し、此の社會状態を規定する統制力の所在である。此の事は、社會政策の主體を普通、公權力と結びつける見方に一致する。社會政策の當事者(又は主體)は統制力の所在である。此の所在、その機關が自己の利益(自己の指導的精神)によらずして、強制的動機(他の指導的精神)に基いて行ふ活動が社會政策である。故に統制力の政策活動としての表現形式には何等相違なきも、本質的には一般自己政策と社會政策との間には著しき差異を見出す。此の強制的動機は何づれから發するか。一定の統制形式をして強制を感ぜしむる根本勢力は何か。強制の根本的勢力は全體社會とその變動的關係である。

しかし具體的表現としては、一定形式に於ける統制關係に對する反撥的精神と其の勢力とが強制的勢力である。全體社會の變化と共に以前に於いて一度固定した從來の社會狀態は變化をうけなければならなくなる。此の基礎狀態の變化と上層構成の不變とに基いて從來の構成組織形體に於ける平衡關係が破れる。從來の指導的統制的精神に對して新しき反對が生ずる。此の反對は當然別個の指導的統制的精神を代表する。此の時に於ては從來の統制的權力の態度は二つある。一つは斷乎たる自己主張であり、他の一つは自己回避である。此の二途の内、いづれが選ばれるかによつて結果は著しく相違する。前者に於いては抗爭的勢力の正面衝突は社會的分裂の極端なる形式を生む、社會革命は之れである。全體社會の保全及びあらゆる法的秩序の要求は之れに反對する。第二の方法は、反對勢力の要求を、既成統制力が反映し承認する事に依つて、激烈なる正面衝突は避けられる。社會政策の立場は之れである。此の場合には、既成精神の統制力は、既成精神の完全なる擴展を失ふと雖も、未だ根本義たる法的秩序の生活が命ずる統制力を失はない。彼等は從來の如く充分なる自己政策を行ひ得ず、従つて自己主張をより

縮少せざるを得ない。反抗勢力の精神に基く要求を自己の政策的努力の内に採入れる事は、既成精神の統制力が自己を保持しつゝ、行ひうる此の際の唯一の展開策である。反對に、新興精神は未だ充分に其の主張(自己主張を貫徹せしめ得ない。自己主張を貫徹せしめんと欲するならば既成精神と正面的抗爭即ち社會革命に出づるの外はない。此の方法は等しく法的秩序の要求及び全體社會保全の要求によつて避けられる。茲に於いて自己主張を、他の精神を有する統制者に委ね行はんとせば勢ひ、其の統制的精神が許す範圍内に留まらざるを得ない。此の事情を経れば新舊の兩勢力及び兩指導的精神は社會的變化に應じて、勢力移動に應分の變化を成就し、此の徐々たる變化移動の裡に新しき秩序の確立をみんとする。故に社會政策的現象は文化政策の名稱の下に解されるも、その實は社會革命との代替現象なるが爲めである。若しかる圓滑なる推移——社會政策によれば社會的變化に基く新舊勢力及び秩序の移動は、全體社會の法的秩序の倫理的要求に守られて、社會的保全を保持しつゝ、變化せる全體社會と上層構成とを適合せしめうる。基礎社會としての全

體社會は、一定の組織によつて生活基礎の實效を擧げ、文化的進展を遂げしむるを
共に自らも變化するや、此の過程を通じて舊組織を平和裡に終息せしめ、再び新
秩序と組織の基礎社會として間斷なく存在し文化に貢献しうるのである。
故は社會政策を以つて社會が社會の爲めに、社會の力に於いて行ふ政策なりと
解するは過言ではない。唯具體的表現としては社會政策は常に一社會に於ける
指導的精神を體した統制力の所在にその代行者を見出す。此の代行者は獨自の
存在を有するにも拘らず、社會的變化の下に、強制的動機を得て社會政策の擔當者
となりうる。而して之れを成就したる場合に於いてのみ、社會の勢力平衡の理法
は全體社會の基底を破壊せずに行はれ、圓滿なる社會的進展を遂げるのである。
(昭和四年一月稿)

貨幣價值本質性概論

内田 正孝

凡そ貨幣論上近代に於て最も甚だしき論争を惹起したものは、「貨幣とは何ぞや」との問題なり。
而して其の相頡頏せる諸説究極の分岐點を形成せるものは、實に貨幣價值の本質性に關する見解な
りとす。リッフマンは言へり、「從來の經濟學に於て價值論が全經濟學說の中心に立ち、各種思潮の
主要論争點及分岐點を爲せるが如く、貨幣理論に於ても亦貨幣價值に關する問題は全貨幣問題の中
心點に位し、之に關する諸般思潮分岐の究極的標識なり」と(Lieftinck, Grundsätze der Volkswirts-
schaftslehre, II. Band, S. 144)。洵に貨幣價值本質性に關する見解は貨幣本質の問題に關して重大な
る役割を演ずるのみならず、貨幣價值變動に關する理論、貨幣制度に關する理論等に於ても、之に
關する明瞭なる理解は甚だ重要性を有するものなり。吾人は茲に凡ゆる貨幣問題に關聯せしめて貨
幣價值本質性を論究する事能はされども、「貨幣とは何ぞや」との問題に關聯せしめつゝ、最近に於
ける主要學者の論説を涉獵し、以て其の一斑を窺はんと欲す。

貨幣價值の本質性に關しては論者を三潮流に分列することを得べし。其の第一班は貨幣の一般的
交換手段並びに價值の尺度たる職能は貨幣に於ける素材價值の必然性を要求すと爲すクニース、メ